和光市

障害児保育

～ 令和 9 年度入所案内 ～

ⓒ和光市

《お問い合わせ先》

和光市 保育センター

〒351-0104　和光市南2-3-3 （和光市みなみ保育園2階）

電話 048-483-4407（直通） FAX 048-483-4408

和光市ＨＰ
対象ページ

【目次】

P.2　１．障害児保育について

P.3　２．入所までの流れ

P.5　３．申請にあたっての確認事項

P.6　４．障害児保育の申請に必要な書類

【申請をされる際のご注意】

- **事前に子育て世代包括支援センターケアマネージャーまたは 相談支援事業所相談支援専門員にご相談いただく必要があります。**
  または、保育センターにご相談の上、申請ください。

- （和光市に転入予定のお子様）
  前自治体で療育を受けていた場合や在籍されている保育施設で配慮の必要性があった場合には、事前に保育センターまでご連絡ください。

１．障害児保育について

（１）保育内容

障害のあるお子様に対して保育上の配慮をしながら、障害を持たないお子様とともに集団保育を行っています。

（２）対象児童

①　和光市在住で保育の必要性がある。

②　発達の遅れがある、または心身に障害のあるお子様。

【具体的には、次に該当するお子様】

ア．「身体障害者手帳」の交付を受けている。

イ．「療育手帳」の交付を受けている。

ウ．上記と同程度の発達の支援が必要な状態にある。

③　日常的な集団保育が可能である。

①～③のいずれにも該当する方が対象です。

（３）実施保育施設

市内保育所・小規模保育事業所・認定こども園

- **各施設の利用状況やお子様の心身状況によって、希望された施設に入所できない場合があります。** ※希望施設につきましては入所申請時にご相談ください。
- **施設の設備等も考慮し、お子様の配慮が必要な内容に適した施設をお選びください。**

  ※お子様を受入れできる体制は施設によって異なりますので、お子様の状態や配慮が必要な内容によっては受入れが難しい場合があります。事前にご相談ください。
- さいたま保育園は事業所内保育施設であるため、障害児保育の対象外となります。

（４）保育時間

保育の利用日・利用時間は、入所決定後に施設と相談の上決定します。お子様の障害や配慮の内容により、保育時間が短縮となる場合があります。

2. 入所までの流れ（令和９年４月１日入所）

1 制度説明・申請書類の配付　9月1日～10月2日

- 制度の説明および必要書類の配付をします。その際に、保育センター職員が、お子様の様子をお聞きします。
  ご来庁の際には事前にご相談ください。
- 併せて、体験保育の希望日をお伺いします。

2 入所申請の受付　10月19日～10月26日

- ご来庁の際には事前にご予約ください。
- 予約受付時間に窓口にお越しいただき、入所申請を行ってください。
- 申請後に、体験保育の日程調整を行います。

3 体験保育の実施　申請日～11月13日

- 保護者同伴のもと、体験保育を行います。
  体験保育には、保育施設の職員の他、保育センターの職員が同席します。

4 会議必要書類の作成　申請日～11月20日

- 障害児支援会議の必要書類を作成するため、地域の子育て世代包括支援センターのケアマネージャー等が面接を行います。
- ケアマネージャー等がついていない場合には、ネウボラ課保健師等が必要資料の作成を行います。

5 障害児保育の要否の審査　※11月27日

- 申請書類等をもとに、障害児保育の要否、配慮の内容等について審査します。

6 入所選考　令和９年1月中旬

- 障害児支援会議の検討結果をもとに、保育の必要性及び優先度について勘案すべき事項等を審査し、保育所等との利用調整により判定します。

7 利用調整結果の通知　2月上旬

- 入所について、結果を通知します。

8 入所説明会　3月

- 保育所等において、入所説明会及び面接を行います。

9 入所　4月

- 受入れ（慣らし）保育を行い、利用開始となります。
  受入れ（慣らし）保育の期間は施設や児童の状況により異なります。
- お子様の状況に応じた個別計画を作成し、保育を実施いたします。

※年度途中に入所する場合の①～⑨は、申請時期に応じて変更となります。
なお、「⑤障害児保育の要否の審査」については、５月、７月、９月、１１月、２月のいずれかの月に実施予定です。

３. 申請にあたっての確認事項

⑴　申請にあたっては医療機関を受診し、書類を提出する必要があります。

⑵　必要に応じて、保育所等入所申込書類以外の書類を求めることや、主治医に電話等で疾病の症状等を確認する場合があります。

⑶　医療機関に対する診療報酬及び文書等にかかる費用は、保護者負担となります。

⑷　申請後、審査のために保育所等での体験保育を行います。必要に応じて体験保育の様子を録画で撮影し、資料として使用する場合があります。

⑸　保護者から提出された申込み内容等について、関係機関で共有をします。

⑹　申請後、主治医の判断により新たな病気の発覚や配慮が必要な事柄が生じた際は、分かり次第、保育センターへご連絡をお願いします。
※状況により、再度、必要書類を提出していただく場合があります。

⑺　提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入園後であっても保育の利用を取り消すことがあります。

４. 障害児保育の申請に必要な書類

障害児保育の申請時にご提出が必要な書類です。

① 児童心身状況票 **【様式第１号】**

※裏面部分は、児童発達支援事業所や一時保育室等に記載をご依頼ください。

※利用施設がない場合は、和光市 保育センターにご相談ください。

② 保育の実施に係る意見書(児童用) **【様式第２号】**

③ 障害児保育の申請に係る同意書 **【様式第３号】**

≪その他≫

※該当される場合にはご提出ください。

・身体障害者手帳を取得している児童 →④身体障害者手帳の写し

・療育手帳を取得している児童 →⑤療育手帳の写し

・特別な健康管理が必要な児童 →⑥主治医の指示書 **【様式第４号】**
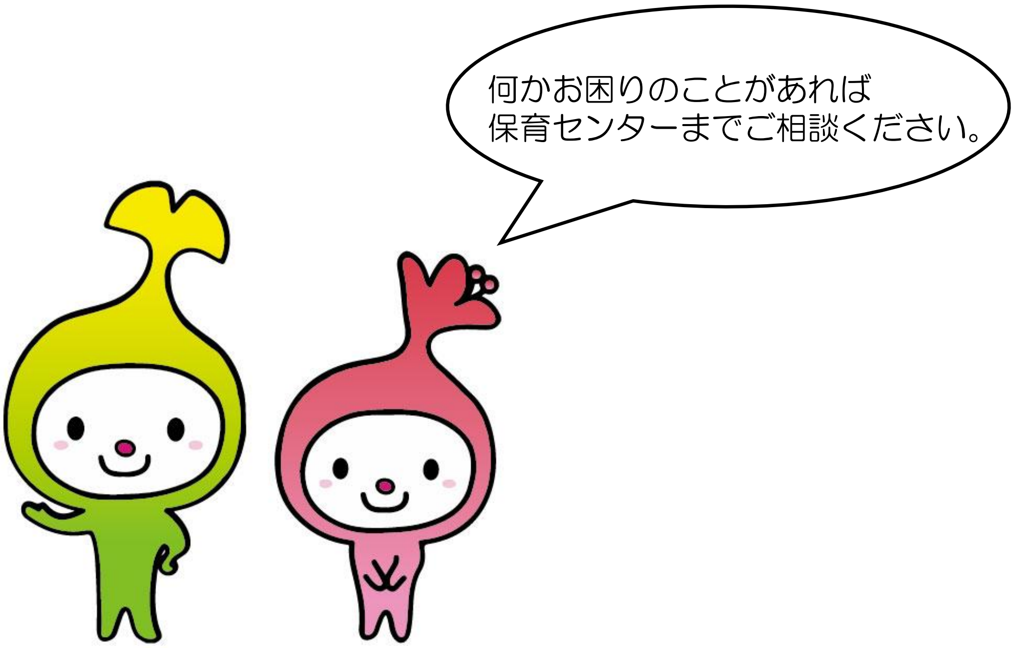
※入所申請に必要な書類は、『利用案内』をご覧ください。